

◇建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築物における駐車施設等の附置に係る基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局計画部都市計画課)